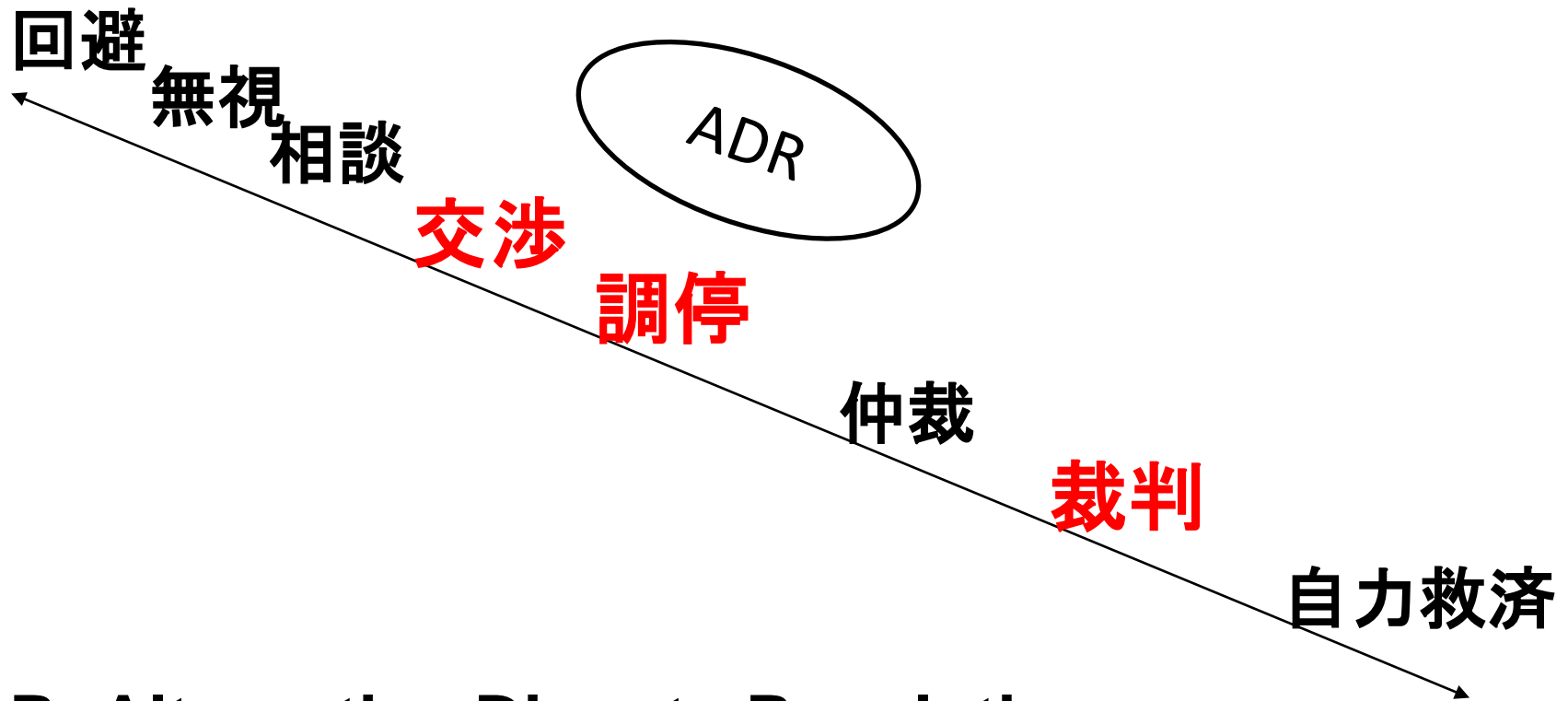


ADRの諸制度1

紛争解決の連続性



ADR: Alternative Dispute Resolution
裁判外紛争解決

ADR用語 - 調停と裁判

調停(対話型)	裁判
<ul style="list-style-type: none">・ 当事者が・ これからどうするかについて・ 合意し・ 自主的に履行する <p>⇒ことを調停人が援助する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 裁判所が・ 現在の権利の存否について・ 判断し・ 強制する

仲裁

始まる前	始まった後
<ul style="list-style-type: none">・ 当事者がまず、仲裁合意・ 当事者が仲裁人を選ぶ	<ul style="list-style-type: none">・ 仲裁人が判断を行う

調停的

裁判的

調停とあっせん

- 調停、あっせん
 - 第三者が和解を仲介する手続。あっせんの方が調停より簡易。
- 用語法の例
 - 中央建設工事紛争審査会、中央労働委員会：調停は3名の委員による。あっせんは1名の委員による。調停は、解決案を作成して受諾勧告する。
 - 弁護士会：弁護士会紛争解決センター（ADRセンター）における和解の仲介活動は、一般に、「和解あっせん」と呼ばれる。
 - 消費生活センター：消費者と事業者のあっせんを消費生活相談員が行う。電話で進められる場合もある。